

令和5年 第2回定例会

令和5年8月21日（月）

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

令和5年8月21日（月曜日）午後2時25分 開会

○議事日程

1 報 告

令和5年2月から令和5年7月までの例月出納検査の結果について
令和4年度定期監査の結果について

2 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 議 案第5号 令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会
計補正予算（第2号）

議 案第6号 エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約
の議決事項の一部変更について

議 案第7号 マテリアルリサイクル推進施設建設工事請負契約の
議決事項の一部変更について

日程第3 認定案第1号 令和4年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会
計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

○出席議員（12名）

1番 萬 津 力 則 (大和高田市議会)	2番 橋 本 俊 哉 (大和高田市議会)
3番 大 橋 基 之 (天理市議会)	4番 榎 堀 秀 樹 (天理市議会)
5番 大 谷 敏 治 (山添村議会)	6番 辰 己 圭 一 (三郷町議会)
7番 森 田 裕 康 (安堵町議会)	8番 阪 本 学 (川西町議会)
9番 瀬 角 清 司 (三宅町議会)	10番 服 部 公 英 (上牧町議会)
11番 青 木 義 勝 (広陵町議会)	12番 大 西 孝 幸 (河合町議会)

欠席議員（0名）

○出席理事者

管理者	並河 健 (天理市長)	副管理者	堀内 大造 (大和高田市長)
副管理者	小澤 晃弘 (川西町長)	理事	野村 栄作 (山添村長)
理事	森 宏範 (三郷町長)	理事	西本 安博 (安堵町長)
理事	森田 浩司 (三宅町長)	理事	今中 富夫 (上牧町長)
理事	山村 吉由 (広陵町長)	理事	森川 喜之 (河合町長)
事務局	川口 昌克 (事務局長)	事務局	山下 知一 (総務課長)

欠席理事者（1名）

事務局 林田 尚士
(施設建設課長)

○議会事務局職員

事務局長	栢原 茂幸	書記	寺垣内 正典
書記	高田 友里		

開会 午後 2時25分

○大橋議長 ただいまより、令和5年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

管理者より、定例会招集についてのご挨拶がございます。

管理者。

○並河管理者 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和5年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会には、「令和5年度一般会計補正予算（第2号）」、「エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について」、また「マテリアルリサイクル推進施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について」、「令和4年度歳入歳出決算認定について」など、重要な議案の審議が予定されております。何とぞ慎重な審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○大橋議長 現在の出席議員は12名で、議会は成立いたしました。

令和5年2月から令和5年7月までの例月出納検査の結果について、令和4年度定期監査の結果について、監査委員より監査報告があり、それぞれ印刷物を配付しておりますので、ご清覧おき願います。

会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第71条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。8番、阪本学議員、9番、瀬角清司議員、以上2名の方をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○大橋議長 日程第1、一般質問を行います。質問通告が来ておりますので、順次発言を許可します。

11番、青木義勝議員。

○青木議員 議席番号11番、広陵町の青木でございます。

議長のご指名を受け、一般質問をいたします。何分初めてであり、そして81歳と高齢のため、発言の不備についてはお許しを願います。

それでは、質問に入ります。エネルギー回収型廃棄物処理、マテリアルリサイクル推進の両施設のスライド条項適用及び奈良モデルについての件ですので、よろしく願いいたします。

我が広陵町に天理市から県を通じて参加のお誘いがあった時期は、本町の施設

の操業停止が迫っていたので、町単独、または広域化の議論の最中でもあったので、本町にとっても好機であり、事業の内容、諸条件等を検討及び議論の結果、複数自治体との広域でのスケールメリットが大きい、そして将来にも高い費用対効果が期待できるので、大いに私も参画すべきと進言をしました。結果、議決を経て平成28年4月に天理市中心の10市町村で構成の、そして当初令和6年2月稼働予定であった当組合に参画しました。私も当事業の実施を決断され、そして実現に努力をされている並河管理者には敬意を示します。よって私も設立当初より組合議員として参画しているので、時には厳しい意見も述べていますが、それゆえ既に臨時議会での増額の補正予算を承認済みで、今さら何ぞと思われると思いますが、国土交通省の運用マニュアルによるスライド条項の適用の件は、以前に概略の説明があったが、私への資料等を示しての詳細な説明は、7月13日の臨時議会の事前説明のみになりました。今回のような重要な案件は、もう少し早い段階での説明が必要だと思うので、今後のご配慮を求めます。

ただ、当初の稼働予定時より約1年間遅れの令和7年5月稼働となった、その経緯の詳細は理解をして事業の円滑な進捗が重要であるので、再入札の件は承認をいたしました。

そして、今回のスライド条項適用に至った根拠は、私はおおむね何とか努力をして今回も同じ事業の円滑な進捗での稼働期日の順守のために、あえて補正予算第1号を承認いたしました。結果、臨時議会で約29億円までの増額を示されましたが、我々構成自治体も厳しい財政状況ですので、今後とも増額抑制のために十分事業者と協議を願いたいと思います。以前説明があったが、再度確認のために以下、素朴な質問をいたします。要は、我々構成自治体の今後の負担の抑制及び稼働予定期日の順守を願っての質問ですので、よろしくご理解していただきたいと思います。

- ①スライド条項によるスライドによる増額分は、何年度中に清算するのか、終わるのか。
- ②事業者との再協議で額の圧縮の余地があるのか、ないのか。
- ③交付額の増額をさらに求めていただきたい。
- ④再スライド適用の時期及び上昇率。
- ⑤両施設の管理運營業務費についても、スライド条項の適用がされるのか、されないのか。
- ⑥当初の奈良モデルの助成の見込みはということです。

この件は知事も代わり、そして用地購入想定額と比較をして、賃借料の合計が高額であると新聞等で報道があったが、しかしこの件は、以前に組合議会の全員

協議会で賃借契約に至った経緯について管理者から詳細な説明があり、議論の後我々議員も理解をして、本会議で議決済みでもあり、報道については不可解な思いをしました。その後、並河管理者から丁重な説明の記者会見があり、私は納得しましたが、しかし県の判断でもし今後の助成がなくなれば、我々構成自治体がさらに負担増となるので、大変心配をしているのでお伺いをいたします。

以上、ご答弁・ご回答をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○大橋議長 管理者。

○管理者 ただいま青木議員からスライド条項適用及び奈良モデルについて、いずれも大変重要なご質問をいただきましたので、以下順次ご説明をさせていただきます。

まず、今回のスライド条項の適用における背景といたしましては、昨今の新型コロナウイルスの影響の長期化に加えまして、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料の価格上昇、円安の影響などによりますエネルギー価格の高騰が続いております。これに起因する資材等の供給不足及び納期の遅延が生じていることから、環境省より令和4年12月27日付で事務連絡がなされまして、スライド条項の適切な設定及び協議の実施について、通知がなされたことを受けてでございます。

本組合としては、この通知を受けて事業者との協議を開始いたしまして、本議会に対しては、令和5年2月の定例会に向けての選出議員の皆様への議案説明時に概略の説明ではございましたが、およそ15%程度の増額となる可能性がある旨のご報告をさせていただいたところでございます。その後事業者より提出されました資料を基に、国交省、そして山辺・県北西部広域環境衛生組合のスライド条項に照らし合わせた上で事業者と協議・精査をした結果、6月の末になって具体的な数字というところが出てまいりましたので、選出議員の皆様への説明が令和5年7月の臨時議会に向けての議案説明時となってしまったところでございます。ただし、やはり今回のような重要な案件は、できるだけ早い段階での説明が重要であるという議員のご指摘については、これはもう誠にごもっともでございますので、今後ともできるだけ早い段階でご説明をさせていただくように努めていきたいと存じます。

そして、各市町村の財政状況を鑑みますと、やはり28億7,779万8,000円もの増額というのは、非常に高額であると、各市町村の財政にとっても非常に厳しいという点については、私を含め本組合、認識を共有しているところでございます。ただ先ほども申し上げましたとおり、昨今の情勢を踏まえると増額をせざるを得ない状況であり、やはり公共事業として民間にとって不当な形で価

格転嫁を認めないということも、これはなかなか出来かねるということで、ぜひご理解をお願いしたいと存じます。その上で、順次ご説明をさせていただきますけれども、まず青木議員からご指摘をいただきました1点目の、スライドの増額分が何年度中に清算をするのかという点についてでございます。増額に対する清算支払いにつきましては、令和5年度末からの支払いから当初の債務負担行為の契約金額にスライド増額分を追加して、支払いをしていくという形になります。同様に次年度以降についても、年度ごとに当該年度の債務負担行為の契約金額と当該工事に対するスライド増額分を合わせて支払いを行ってまいりますので、建設費の負担については、令和7年度に続いていくということでありまして、ただ今回の建設に当たっては、多額の起債を行っておりますので、この起債の償還というところが各構成市町村において、令和8年度から始まっていくということでございますので、その起債の償還の部分についても、このスライドで増額になった部分というのは影響してくるということでございます。

2点目の事業者との再協議で、額の圧縮の余地はという点でありまして、本組合としては、国交省と当組合の全体スライド条項の運用マニュアルに基づきまして、事業者と協議をした結果、変更額を算出させていただきました。その際に使用した労務単価、資材単価は国交省の公表した資料というのを採用させていただいております。また、見積価格については、プラント設備工事については、日銀の企業物価指指数、土木建築工事については、国交省の建設工事費デフレーターによります指数を採用しております。金額の積算に当たっては、事業者と綿密に協議を行った上、積算マニュアルに基づき算出をさせていただいたものでございます。

マテリアルリサイクル推進施設については、臨時議会の補正予算が、概算金額でご承認をいただいていたということございまして、今回の定例会においては、これから提案をしてまいります議案第7号でお示しをしておりますとおりの、詳細設計を作成の上、エネルギー回収型廃棄物処理施設と同様に積算マニュアルに基づいて算出をいたしまして、補正予算額より2,670万8,000円を減額した形での議案提出となっております。ですので、この2,670万8,000円については、以前お伝えしていた部分よりも減額という形となっておりますのでございますけれども、それ以外については、両施設ともに機械的に算出をしてみたものということでございますので、圧縮によってそれを変更させていくという余地は難しいと考えております。

3点目、交付額の増額を求めていくことについてという点であります。これは非常に重要でございまして、環境省に対して10月頃に変更交付申請を行う予定

でございます。当初申請額と合わせ、増額分についてもしっかりと交付要求をしていくということでございます。本定例会の後、明日、明後日でございますが、8月22日及び23日に組合議会の正副議長にもご参加をいただき、我々組合構成市町村長で環境省及び本県選出の国会議員の方々に対しても交付申請額の満額配当の陳情を予定しておりまして、この点については、組合議会皆様方のお力添えも引き続きお願いしたいと考えております。

4点目の再スライドの適用時期及び上昇率についてであります。再スライドについては、今回スライド条項適用日から12か月経過した基準日以降の残工事に適用となっております。エネルギー回収型廃棄物処理施設での今回のスライド条項適用日が、令和4年12月28日でございますので、再スライド条項の適用は、令和5年12月28日以降には可能となります。また、マテリアルリサイクル推進施設での今回のスライド条項適用日が、令和5年5月31日でございますので、再スライド条項の適用は令和6年5月31日以降となっております。ただしインフレスライドにつきましては、これは政府からの通達に基づき、賃金水準の変更がなされた場合には、その都度適用は可能となるということでございます。その時点の上昇率については、時々の日銀の企業物価指数等の数値を用いて率を算出してまいりますので、現時点においてはどれだけの率になってくるかというのはお答えできない状況であることを適宜ご理解いただきたいと思います。

5点目の両施設の運営管理費について、スライド適用の有無であります。運営維持管理費の見直しについては、稼働後毎年度の8月末時点での指標、例えば人件費等の固定費であれば、厚労省の現金給与総額指数等、あるいは薬品費等の変動費であれば、日銀の国内企業物価指数等に基づきまして、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営維持管理費より反映させるということでございます。なお、見直し基準といたしましては、初回改定時については契約額の額を指標とし、次回以降の改定については、前回の改定値を指標としてプラスマイナス1.5%を超えた場合に事業者との協議により行うものというふうにしておりまして、この点は、運営維持管理契約書の第53条及び別紙1第3項に定めているところであります。

最後の6点目であります。奈良モデルの助成額の見込みについてでございます。当組合の事業用地に関し、事実関係やこれまでの経緯を全く踏まえない一部の報道があったことについては、まず構成市町村の皆様、そして組合選出議員並びに各市町村議会の皆様には大変ご心配をおかけしたことをこの場をお借りしてお詫びを申し上げる次第でございます。なお、この件に関しましては、当組合発足時より県知事を含む県関係者と適切に情報を共有しながら透明性・公平公正をも

って運用してきたことを内外に証明するため、議事録及び関係資料、あらゆるものの全てを既に当組合のホームページで公表させていただいているところがございます。情報公開請求を待つことなく、あらゆる資料を見ていただける状況でございます。その中には借地に関して当組合が発足する前の平成27年6月11日に当時の県知事も出席をされた天川サミットでの資料の中に、借地であるということは既に明記されている資料がございます。これも公開している資料の中に入れております。また、その会議の議事録というのも掲載しておりますが、県知事挨拶において、「広域化については県が支援させていただく、調査から計画段階、施設整備までの一連を支援する、さらに立地がないと広域ができないので、天理市のイニシアティブで立地をして処理しようとすることはすばらしい試みと思う。」、このようにご挨拶をいただいております。大変重要なことは、「調査から計画段階、施設整備までの一連を支援する。」と、このように発言をされておりました。当組合としてはこの県の方針に信頼をされて天理市以外の9市町村については、当組合に参加する結論を下されたというふうに考えているところがございます。奈良モデル補助金及び循環型社会形成推進交付金については、借地かどうか、これは借地が交付の適用外であるという内容の記載はございません。また、奈良モデル補助金は用地取得及び賃借料というのは、補助対象とはそもそもなっておりません。そしてこれまで奈良県よりソフト事業であります地質調査等の計画支援事業について、この借地である当該用地に施設を建設することを前提に奈良モデル補助金というのが支出をされております。地質調査にかかる費用というのは、ほかの場所でやるかもしれないということで公金を支出するということはありませんので、本体の建設工事と公金支出に当たっての根拠は、何ら区別をされるべきものではないというふうに考えておりますので、仮に借地であるがゆえに建設に関してサポートすることが不適切であるとするならば、その事前の準備段階である計画支援事業についても公金を出したことがそもそもおかしいというふうにならなければ、これは整合性が取れないということだと考えております。ただし、いずれにいたしましてもやはり県政においても、新体制が発足したということでございますので、なるべく早い時期に我々としても新知事と面会をいたしまして、引き続き奈良モデルが適用されるようこれまでの経緯を含めてしっかりとご説明をし、協議を行っていきたくと、このように考えております。

○大橋議長 青木議員。

○青木議員 丁重なご回答をありがとうございました。

それでは、自席での2回目の質問に入ります。①、②、③、④、⑤については、今更、私らが何と言っても仕方がないことと思っておりますので割愛をいたします。

以上5点の質問でございましたが、以上の経緯は私のような素人の考えで事業及び工事の発注元の当組合、そして受注元の事業者との金額の交渉でのことと思っておりますので、当組合はできるだけ安価で、事業者は利益率を大きくと思うのは当然です。しかし今後の再スライドの適用時の増額は、仕方がないですが、それでも交渉で増額の幅を下限のほうの額で主張を強く求めたいと思っておりますので頑張ってください。これは要望ですので答弁は結構です。

⑥当初での奈良モデルの助成の見込みの件ですが、あえて私が当初と言ったのは、今後についても当初どおりの助成を願いたいとの思いからでございます。回答で、早い時期に新知事と面談をするとあったが、管理者は既に思慮されていると思いますが、私自身失礼を詫びつつ申し上げますが、当然相手次第ですが、できれば可能であれば、構成自治体の首長様方とともにされた方が強い思いが新知事に伝わるのではないかなと私は勝手に思っておりますので、そういうことでのお考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○大橋議長 管理者。

○管理者 まず、ご要望いただきましたスライドの点についても、当然我々としてできることはできる限りしていかないといけないという認識とともに、事業者との間で恣意的な運用があってはならんと考えておまして、やはり客観的な数字に基づいて機械的に算出されたものに対して我々としても誠実にお応えしていくということだと思っておりますし、今後適用されるかどうかというのも、やはりこれは政府であったり日銀をはじめ様々な指数に基づいてやっていくものだと考えておりますので、その点のご理解をいただきたいと思っております。

そして奈良モデルについて、これは当組合としてであります、各10市町村全てにとって極めて重要でありますので、これは管理者、副管理者だけというよりも構成市町村長全員で県にお伺いいたしまして、そしてこれまでの経緯と県市連携、そしてこのごみ処理の広域化を進めていくということが県全体としても非常に大事であるという点のご説明をしていきたいと思っております。これは当組合の焼却施設のことだけでなく、やはり今後の様々な広域化においても影響してくる部分でございますし、また先ほど申しましたとおり、これまで計画支援事業につきましては、適正に支出されておることですのでございます。建設に関するもの等はもちろん金額的には多ございますけれども、公金を支出することが適切かどうかというのは、これは金額の多少によらないと私は思っておりますので、きちんと奈良県として支出することが必要な事業ということで、これまで進んでいただいている以上それが今後も継続されるようにしっかりと努力をしていきたいと考えておりますので、ぜひまた各議会皆様方のお力添えのほどよろしくお願い

申し上げます。

○大橋議長 青木議員。

○青木議員 奈良モデルの件は、頑張ってください。以上の私の各質問について、管理者及び執行部に対しての要望と、今後国、県及び事業者と十分協議をして構成自治体の負担の抑制及び稼働期日の順守を重ねて要望します。そのために私も当組合議員としての職責を果たすために取り組んでまいります。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○大橋議長 以上をもって、一般質問を終了いたします。

日程第2 議案第5号 令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）

議案第6号 エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について

議案第7号 マテリアルリサイクル推進施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について

○大橋議長 日程第2、議案第5号「令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」ほか、議案第6号から議案第7号までの3議案を一括議案といたします。

ただいま上程になりました3議案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者 ただいま上程されました議案第5号「令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」について」ご説明をいたします。今回の一般会計補正予算第2号の内容は、4点であります。

まず1点目として、令和4年度の執行残返還金として、各市町村に負担金をお返しするための補正予算。

第2点目として、今回関係市町村で令和4年度予算及び令和5年度予算を作成する際のごみ量割合について変更があったことに伴い、令和5年度の負担金について調整を行うための補正予算。

3点目は、新施設稼働後に、焼却灰をフェニックスに搬出するため焼却灰等運搬車両2台の購入費として、2か年の債務負担行為を組んでいる次第であります。購入は令和7年の納車を予定しており、令和5年度中に入札の実施予定をしております。

4点目は、周辺地区環境整備基金を活用した事業を実施するに当たりまして、

今回組合が実施する事業としては、6件の事業計画書が提出されており、その事業を実施するために必要な予算を基金から一般会計に繰り入れるものであります。

それでは、一般会計補正予算書の表紙をご覧いただきたいと存じます。令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,591万5,000円と定めるものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条債務負行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、こちらは「第2表債務負担行為」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので8ページをご覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財政管理費、補正前の額が1億4,281万1,000円、補正額が1,820万8,000円、補正後の額が1億6,101万9,000円でございます。こちらの内容は、周辺地区環境整備事業を実施するため、周辺地区環境整備基金から一般会計に繰り入れるものと、関係市町村のごみ量割合の変更に伴い、周辺地区環境整備基金の積立金について、組合積立て分を減額するものでございます。この減額分につきましては、天理市が積立てを行うものでございます。

続きまして、3款、事業費、1項、清掃費、1目、焼却費、補正前の額が45億2,567万6,000円、補正額、777万5,000円、補正後の額が45億3,345万1,000円でございます。次に、2目、粗大・リサイクル費、補正前の額が10億2,949万3,000円、補正額が440万円、補正後の額が10億3,389万3,000円でございます。これは、後程、認定案第1号「一般会計歳入歳出決算書」のところでご説明いたしますが、令和4年度予算の執行残額が3,134万8,691円であったことから、その2分の1を財政調整基金に積み上げ、残りの半分を執行残による返還金として関係市町村に返還するために行う補正予算でございます。

続いて、歳入についてご説明を申し上げますので、4ページをご覧ください。1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、関係市町村負担金、補正前の額が37億8,228万7,000円、補正額が2万2,000円の減、補正後の額、37億8,226万5,000円となっております。これは、関係市町村の

ごみ量割合の変更に伴いまして、周辺地区環境整備基金積立金について、組合積立て分を減額するものでございます。

続きまして、6 ページ中段でございます。4 款、繰入金、1 項、基金繰入金、2 目、周辺地区環境整備基金繰入金、補正前の額が 6, 390 万円、補正額 1, 823 万円、補正後の額、8, 213 万円でございます。これは、周辺地区環境整備基金事業の実施に伴うものであります。続きまして、5 款、1 項、1 目、繰越金、補正前の額が 350 万円、補正額、1, 217 万 5, 000 円、補正後の額、1, 567 万 5, 000 円でございます。これは、執行残返還金に伴うものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明しますので、10 ページをご覧ください。第 2 表の債務負担行為、事項でございますが、焼却灰等搬出車両購入費（2 台分）、期間として令和 6 年度から令和 7 年度、限度額が 6, 600 万円でございます。

一般会計補正予算（第 2 号）の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 6 号「エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について」、また議案第 7 号「マテリアルリサイクル推進施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について」ご説明いたします。

まず議案第 6 号「エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について」であります。本案は、令和 3 年 8 月 30 日に落札事業者である J F E エンジニアリング株式会社と本契約を締結し、建設工事を進めているものであります。昨今の物価変動に伴い、材料単価や労務単価が上昇していることから、建設工事請負契約書第 25 条第 1 項の規定に基づきまして、事業者側より請負代金額の変更の請求があったものであります。

請求内容について慎重に検討及び協議を行った結果、この契約条項に該当することになったため、基準日を請求があった日の令和 4 年 12 月 28 日とし、完成までの残工事について、労務単価、材料単価等の入替えを行い、増額分を精査し算定いたしました。変更点としては、工事費の契約金額につきまして、変更前が 242 億 8, 800 万円であったのが、変更後は 267 億 3, 089 万 1, 000 円となりまして 24 億 4, 289 万 1, 000 円を増額しようとするものであります。

続きまして、議案第 7 号「マテリアルリサイクル推進施設建設工事請負契約の議決事項の一部変更について」であります。本案は、令和 3 年 11 月 25 日に落札事業者である新明和工業株式会社と本契約を締結し、建設工事を進めているものでございます。昨今の物価変動に伴いまして、材料単価や労務単価が上昇し

ていることから、建設工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき、事業者側より請負代金額の変更の請求があったものでございます。

請求内容について慎重に検討し協議を行った結果、この契約条項に該当することとなったため、基準日を請求があった日の令和5年5月31日として、完成までの残工事につき、労務単価、材料単価等の入替えを行い、増額分を精査し算定をいたしました。変更点としては、工事費の契約金額につきまして、変更前が65億9,450万円であったのが、変更後は70億2,940万7,000円となりましたので、4億3,490万7,000円を増額しようとするものでございます。

以上のとおり、両施設の契約金額を変更したいので、議会の議決に附議すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会のご議決を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが提案の理由とさせていただきます。慎重な審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本議案に対し質疑等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○大橋議長 質疑がなければ、本議案を原案どおりに決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本議案は原案どおり可決確定いたしました。

日程第3 認定案第1号 令和4年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計 歳入歳出決算認定について

○大橋議長 日程第3、認定案第1号「令和4年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。ただいま上程になりました認定案については、朗読を略して直ちに提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者 認定案第1号、「令和4年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。認定案の第1号、一般会計歳入歳出決算書の歳出からご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

1款、議会費、1項、議会費であります。予算現額が40万4,000円、支

出済額 29万6,824円で、不用額は10万7,176円でございます。これは、議会事務局職員の人件費負担金の減によるものであります。2款として総務費、1項、総務管理費、予算現額4億381万6,000円、支出済額3億5,265万4,643円で、不用額が5,116万1,357円でございます。この不用額については、2つの要因がございまして、まず1つ目の要因としては、当初組合職員10名で予算計上しておりましたが、技術職員の増員が図られなかったこと及び年度途中の人事異動により、最終的に8名での運営となったこと。2つ目の要因として、周辺地区環境整備基金の2割増が結果的に不用になったものでございます。

3款、事業費、1項、清掃費、予算現額が4億5,234万5,000円、支出済額4億2,144万655円で、不用額が3,090万4,345円でございます。この不用額は、主に焼却施設の高圧電力引込工事に係る工事費について、予算額と契約額との間で差額が発生したことによるものでございます。

4款、予備費、1項、予備費、予算現額327万7,000円、支出済額0円で、不用額327万7,000円でございます。歳出合計、予算現額が8億5,984万2,000円、支出済額が7億7,439万2,122円で、不用額8,544万9,878円でございます。

歳入につきましては、この後ご説明させていただきますが、表の下段でございます。歳入歳出差引残額が3,134万8,691円で、2分の1の1,567万4,346円を財政調整基金へ繰り入れまして、残りを各市町村にごみ量で按分して返還するものでございます。

続きまして、1枚戻っていただき1ページの歳入をご覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、負担金、予算現額5億6,844万8,000円、調定額及び収入済額が5億5,717万2,032円で、1,127万5,968円の減となっております。これは、エネルギー回収型廃棄物処理施設における高圧電力引込工事の工事費について、予算額と契約額について差額が発生したものであります。これにつきましては、令和4年度に戻出還付によりまして、各市町村に返還させていただいているところでございます。

2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、予算現額が7,803万9,000円、調定額及び収入済額が6,987万円で、816万9,000円の減となっております。これにつきましても、歳出での予算額と契約額との差額によりまして、国庫補助金の減額によって発生したものでございます。

3款、財産収入、1項、財産運用収入、予算現額が2,000円、調定額及び収入済額が17万1,406円で、16万9,406円の増となっております。

これは、周辺地区環境整備基金等の利子収入でございます。

4款、繰入金、1項、基金繰入金、予算現額が1億9,895万円、調定額及び収入済額が1億6,412万5,720円で、3,482万4,280円の減となっております。これは、周辺地区環境整備基金について、要綱の2割増が結果的に不要となったものでございます。

5款、1項、繰越金、予算現額1,440万1,000円、調定額及び収入済額が1,440万65円で、935円の減でございます。6款、諸収入、1項、預金利子、予算現額1,000円、調定額及び収入済額が1,480円で、480円の増でございます。これは、普通預金等の利子収入でございます。2項、雑入、予算現額1,000円、調定額及び収入済額が110円で、890円の減となっております。歳入合計が予算現額8億5,984万2,000円、調定額及び収入済額が8億574万813円で、5,410万1,187円の減となっております。

令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の説明については、以上でございまして、何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりでございます。

本認定案に対し質疑等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○大橋議長 別に質疑がなければ本認定案は、原案どおり承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって本認定案は、原案どおり承認することに決しました。

お諮りいたします。以上で提出議案は議了いたしましたので、本定例会はこれをもって閉じることにはいたしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。

よってこれをもって、本定例会を閉会いたします。

令和5年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心に重要提案をご審議賜るとともに、議会運営にご協力を賜りましたことにお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶としたいと思います。

管理者よりご挨拶がございますので、よろしくお願いいたします。

管理者。

○**管理者** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和5年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、終始熱心なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。提出いたしました議案は、全て提案のとおりご議決を賜りありがとうございました。

本議会においては、スライド条項の適用、また今後の予算確保等につきまして、ご意見を賜りました。今建設工事は粛々と動いているところでございますが、物価高騰等様々な課題もある中で、10市町村の連携を密に、そして周辺地区の皆様のご信頼を第一としながら、引き続き着実に本事業を進めてまいりますので、引き続きのお力添えを心からお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月21日

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

議 長 大 橋 基 之

署名議員 阪 本 学

署名議員 瀬 角 清 司